

社援発0710第4号
平成26年7月10日

都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の施行について（施行通知）

「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。以下「整備法」という。）が、平
成26年5月28日に成立し、6月4日に公布されたところである。

これに伴い、社会・援護局が所管する法律が改正され、平成27年4月1日に施
行されることとなっている。これらの改正の趣旨内容等は下記のとおりであるの
で、御了知の上、その事務の運営にあたってはよろしくご配慮願いたい。

記

第1 改正の趣旨

整備法は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25
年12月20日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改
革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。なお、整備
法により改正された法律のうち、社会・援護局所管のものは以下のとおりで
ある。

- ・消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

第2 改正の内容

一 消費生活協同組合法の一部改正（整備法第14条関係）

(一) 地域又は職域が、都道府県の区域を超え、地方厚生局の管轄区域を超

えない組合及び連合会に対する監督に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

(二) 共済事業を行う組合及び連合会の資金運用等の承認に係る事務・権限を、組合及び連合会の所管行政庁が行うものとする。

二 社会福祉法の一部改正（整備法第18条関係）

社会福祉主事に係る養成機関及び講習会の指定等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

三 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正（整備法第30条関係）

社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

なお、社会福祉士又は介護福祉士の養成課程を設置している大学などの学校の指定権限については、これまでどおり文部科学大臣及び厚生労働大臣に残すこととしている。

第3 施行期日

平成27年4月1日

第4 経過措置

一 処分、申請等に関する経過措置（整備法附則第7条関係）

整備法の施行前にそれぞれの法律の規定によりされた処分、申請等の行為については、整備法の改正後のそれぞれの法律の規定によりされた処分、申請等の行為とみなす。

二 罰則に関する経過措置（整備法附則第8条関係）

整備法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

法律第五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条・第二条)
- 第二章 総務省関係(第三条)
- 第三章 文部科学省関係(第四条・第九条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十条・第三十三条)
- 第五章 農林水産省関係(第三十四条・第三十六条)
- 第六章 経済産業省関係(第三十七条・第四十一条)
- 第七章 国土交通省関係(第四十二条・第四十七条)
- 第八章 環境省関係(第四十八条)

第一章 内閣府関係

(健康増進法の一部改正)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(食品表示法の一部改正)

第二条 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第十六条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第二章 総務省関係

(放送法の一部改正)

第三条 放送法(昭和二十五年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三条第一項中「総務大臣」の下に「基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみを一般放送(第百四十七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。)であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの(当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。)の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事」を加え、同条第二項中「総務大臣」を「当該届出をした総務大臣又は都道府県知事」に改める。

第三百三十四条第二項中「その旨を総務大臣」の下に「(小規模施設特定有線一般放送の業務に係る前条第一項の規定による届出をした一般放送事業者(以下「小規模施設特定有線一般放送事業者」という。)の地位を承継した者にあつては、当該届出をした都道府県知事)を加え、「当該一般放送事業者」を「被承継人たる一般放送事業者」に改める。

第三百三十五条第一項中「総務大臣」の下に「(小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)を加え、同条第二項中「総務大臣」の下に「(小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)を加える。

第四百四十五条第二項中「総務大臣」の下に「(小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第四百七十四条並びに第四百七十五条において同じ。)」を加える。

第三章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第四条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項の次に次の一項を加える。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第五十条第三項において「指定都市」という。)の設置する高等学校及び中等教育学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校及び中等教育学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第四十条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第五十四条第三項中「市町村」を「市(指定都市を除く)・町村」に、「都道府県の設置する」を「都道府県又は指定都市の設置する」に改め、「当該都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第九十四条中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第五条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「指定都市」という。)を除き」を加え、同条第一号中「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」に、「特別支援学校教職員定数」を「都道府県特別支援学校教職員定数」に改める。

第二条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項」を削る。

(文化財保護法の一部改正)

第六条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第一百零一条第二項中「指定都市」の下に「(以下「指定都市」という。)」を加える。

第一百零一条第一項中「教育委員会」の下に「当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)」を加える。

第百三十三条中「教育委員会」の下に「(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)を加える。

第百八十七条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第百八十八条第一項中「教育委員会」の下に「当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)」を加える。

第百九十二条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第二項中「又は厚生労働大臣」を、「厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条第三項中「又は厚生労働大臣」を、「厚生労働大臣又は同項の都道府県知事」に改める。

附則第十八条の二第二項中「厚生労働大臣の認定した」の下に「あん摩マツサージ指圧師の養成施設若しくはあん摩マツサージ指圧師 はり師及びきゆう師の」を加える。

(食品衛生法の一部改正)

第十二条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第六項第三号及び第四号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六十六条中「第四十八条、第五十二條から第五十六条まで」を「第四十八條第八項、第五十二條、第五十三條第二項、第五十四條、第五十五條第一項、第五十六條」に改め、「の規定」及び「と読み替えるもの」を削る。

(理容師法の一部改正)

第十三条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第十七条中「第四条」を「第三条第三項」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第十四条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条の四」を「第九十七条の三」に改める。

第五十条の四第一項ただし書中「厚生労働大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項を削る。

第五十条の四第一項ただし書中「厚生労働大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項を削る。

第九十七条中「都道府県の区域を越える」を「地方厚生局の管轄区域を越える」に改め、その他の組合については「」の下に「主たる事務所の所在地を管轄する」を加える。

第九十七条の三を削り、第九十七条の四を第九十七条の三とする。

(医療法の一部改正)
第十七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第四十二条の二第二項第四号中「都道府県」を「都道府県(二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県)」に改める。

第六十六条の二次に次の一条を加える。

第六十六条の三 関係都道府県知事(医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の所在地の都道府県知事であつて当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外の者をいう。)は、当該医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

第六十八條の二及び第六十八條の三を削る。

第六十九條から第七十一條までを次のように改める。

第六十九條 この章に特に定めるもののほか、医療法人の監督に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十條及び第七十一條 削除

第七十一條の四を削り、第七十一條の三を第七十一條の四とする。

第七十一條の二次に次の一条を加える。

第七十一條の三 この法律中「都道府県」が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合において、この法律中「都道府県」に關する規定は、指定都市に關する規定として、指定都市に適用があるものとする。

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「養成機関」の下に「及び講習会」を加える。

(歯科技工士法の一部改正)

第十九条 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「一」を「いすれかに」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第二十条 売春防止法(昭和三十一年法律百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第一項中の「各号の」を「に掲げる」に改め、同条第二号中「附随して」を「付随して」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、婦人相談所を設置することができる。

第三十五條第一項中「都道府県知事」の下に「婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八條第一項第二号において同じ。」を加え、同条第二項中「市長」の下に「婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。」を加え、同条第三項中「附随する」を「付随する」に改める。

第三十八條第一項中「は、次の各号に掲げる費用」を「婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十條第一項及び第二項第一号において同じ。」は、次に掲げる費用(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。)に改め、同条第二項中「市」を「市(婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十條第二項第二号において同じ。)」に改める。

第四十條第二項中「の各号」を削り、同条第一号中「もの」の下に「婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。」を加える。

(美容師法の一部改正)
 第二十一条 美容師法(昭和三十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
 第四条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。
 第二十条中「第四条第五項」を「第四条第三項」に改める。
 (調理師法の一部改正)

第二十二條 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。
 附則第三項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。
 (戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部改正)

第二十三條 次に掲げる法律の規定中「前四項」を「前各項」に、「事項は」を「事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは」に改める。
 一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号) 第四条第五項
 二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号) 第五条第五項
 三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号) 第五条第五項
 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二十四條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一項中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長)を加える。
 第二十九條第一項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、同条第二項中「又は審査請求人」を「審査請求人又は再審査請求人」に改め、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改める。

第三十條中「市長若しくは福祉事務所を管理する町村長が」を「指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長が」に改める。
 第三十二條中「都道府県知事」を削る。
 第三十四條中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長を」に改める。
 (母子保健法の一部改正)

第二十五條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十条第四項中「厚生労働大臣又は」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、及び」その他の」を削り、「についてその開設者」を「の開設者」に改める。
 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二十六條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。
 第四条第五項中「事項は」を「事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは」に改める。

(製菓衛生師法の一部改正)
 第二十七條 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
 第五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。
 (職業能力開発促進法の一部改正)

第二十八條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
 第十五條の六第三項中「規定により」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(次項及び第十六條第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。))を設置する場合には、当該指定都市を、」を加え、同条第四項中「援助」の下に「指定都市が設置する職業能力開発短期大学校等及び」を加え、同条第六條第二項中「都道府県」の下に「及び指定都市」を加え、「職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校」を「職業能力開発短期大学校等」に改める。

第三十條の二第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。
 第九十七條第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。
 (視能訓練士法等の一部改正)

第二十九條 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣が」を「都道府県知事が」に改める。
 一 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号) 第十四條第一号及び第二号
 二 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号) 第十四條第一号から第三号まで
 三 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号) 第十四條第一号から第三号まで
 四 救急救命士法(平成三年法律第三十六号) 第三十四條第一号、第二号及び第四号
 五 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号) 第三十三條第一号から第三号まで及び第五号
 (社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。
 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) 第七條第二号及び第三号並びに第三十九條第一号から第三号まで
 二 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号) 第七條第二号及び第三号
 三 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号) 第三条中社会福祉士及び介護福祉士法第四十條第二項の改正規定
 (介護保険法の一部改正)

第三十一條 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
 第百十五條の三第二項第一号中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「二以上の都道府県の区域」を「三以上の地方厚生局の管轄区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「すべての」を「全ての」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
 二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む)が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの、当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事

知事

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づき政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 医療に関する事務

別表第一公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の項第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第三号）の項及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の項を削り、同表文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）の項中「第九十七條第三項」を「第九十七條第四項」に改める。

（漁港漁場整備法の一部改正）

第十一條 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第八項中「都道府県知事」の下に「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。」を加える。

（港灣法の一部改正）

第十二條 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項中「よる都道府県知事」の下に「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。」を加える。

（水産資源保護法の一部改正）

第十三條 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「第十六條」を「第十六條第二号」に、「行なう」を「行う」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同条第五項中「掲げる」を「規定する」に改め、「よる都道府県知事」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長」を加える。

第三十五條の二中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

（へき地教育振興法の一部改正）

第十四條 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「都道府県」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十五條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十條中「第五十八條第一項」及び「第五十八條第二項」を削る。

第四十七條第一項の表第十六條各号列記以外の部分の項及び第十六條第三号の項並びに第四十七條の第五項中「第五十八條第一項」を削る。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 削除

（登録免許税法の一部改正）

第十六條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七十一号及び第七十二号を次のように改める。

七十一	食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録	登録件数	一件につき十五万
九項	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四條第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	円	
七十二	削除		

別表第一第八十六号（中「更新」）を「政令で定めるもの」に限り、「更新」に改め、同号（二）及び（三）中「もの」を「変更登録で政令で定めるもの」に改め、同表第二百五十五号の（三）中「更新」を「政令で定めるもの」に限り、「更新」に改め、同号（中）「財務省令」を「政令」に改める。

（環境影響評価法の一部改正）

第十七條 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項、第四十二條第三項及び第四十五條第二項中「第八十七條の二第三項」を「第八十七條の二第四項」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十八條 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一條第四項中「第八十七條の二第三項から第八項まで」を「第八十七條の二第四項から第九項まで」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十九條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「これらの規定を同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」及び「同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を削る。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第二十條 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第十一條から第十六條まで」を「第十二條、第十三條及び第十六條」に改め、同条第四項中「第十一條から第十六條までの規定及び」を「第十二條、第十三條及び第十六條の規定並びに」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第十一條を次のように改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第十二條 削除

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第十二條第一項中「公告の日」を「第七條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（第四項を除き、以下単に「公告の日」という。）」に改め、同条第四項中「変更公告等の日」において現にこれらを「当該道州制特別区域計画の変更に係る第七條第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）」において現に第一項又は第二項」に改める。